

厚生労働大臣

加藤勝信 先生

地域医療介護総合確保基金に関する要望について

貴職におかれましては、平素より、本会会務にご協力を賜り衷心より御礼申し上げます。

平成26年度に創設された地域医療介護総合確保基金は、地域における創意工夫を生かしながら、全国各地において、効率的かつ質の高い医療提供体制や地域包括ケアシステムを構築していくために大変有用な制度となっております。

各地域には、医療資源の分布や地理的事実だけでなく、社会的な背景や慣習等も含め、様々な実情があります。地域の医療提供者、行政や地域医師会等の関係者は、そうした実情を考慮しながら、自地域に適した機能分化・連携を日々検討しています。一方、地域医療構想を踏まえた病床機能の収れんには、在宅医療等の整備や医療・介護関係者の養成・確保も不可欠であります。

「2025年」やその後の我が国の将来に向け、基金の実効性を高めるためには、各地域の実情をより反映でき、また地域での取り組みを支援する仕組みが不可欠となります。

日本医師会は、地域の医療提供者を代表する立場から、別記のとおり要望いたします。

平成30年9月21
日

公益社団法人日本医師会長

横 倉 義 武

記

一、医療分につき、事業区分間の融通を認めること

特に地域医療構想の達成に向け、事業区分Ⅰ「地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業」は重要なものであります。

他方、地域包括ケアシステムの構築においては、在宅医療の基盤整備、地域に密着した医療機関の従事者の養成・確保が必要不可欠であり、地域の実情に応じた基金の運用が求められます。

とりわけ、各都道府県において、事業区分Ⅰの未執行分を事業区分Ⅱ「居宅等における医療の提供に関する事業」及び同Ⅳ「医療従事者の確保に関する事業」に該当する事業に活用できるような仕組みが必要です。

また、都道府県からの要望総額が、事業区分Ⅰに充てる額（本年度500億円）に満たない場合においても、柔軟に運用することが肝要です。

地域医療介護総合確保基金は、消費税増税分を財源といたしますので、その有効利用は、国民・納税者にもご理解いただけるものと存じます。

二、都道府県が、地域の実情を的確に反映し、また事業計画を適切に立案できるよう、厚生労働省より積極的に指導、支援を行うこと